

# 富山県水道水質管理計画

平成8年3月策定

(令和8年3月最終改正)

富 山 県



# 目 次

## 第 1 基本方針

- 1 目的..... 1
- 2 水質検査..... 1

## 第 2 水質検査に関する事項

- 1 浄水の水質検査..... 1
- 2 原水の水質検査..... 2
- 3 臨時検査..... 2

## 第 3 水道水源の水質監視に関する事項

- 1 水質管理目標設定項目等に係る検査..... 3
- 2 農薬に係る検査..... 3
- 3 クリプトスポリジウム指標菌等の検査..... 4

## 第 4 その他の事項

- 1 連絡調整体制に関する事項..... 4
- 2 検査技術者の技術向上に関する事項..... 4
- 3 精度管理..... 4
- 4 適切な浄水管理の実施等水質検査及び水質監視の結果に基づき  
必要となる対応方針..... 5

- 表－1 水質監視地点及び実施主体..... 6

- 図－1 水質監視地点の概略図..... 7

- 表－2 水質検査項目一覧..... 8



## 第1 基本方針

### 1 目的

本計画は、水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者（以下「水道事業者等」という。）が、適正かつ計画的に水質検査を行うとともに体系的・組織的に主要な水道水源の水質監視を行うことによって、安全で安心な水道水の供給を目指すものである。

### 2 水質検査

- (1) 水道事業者等は、水質検査を行うために必要な検査施設を自ら設置しなければならないものであること。ただし、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に検査を委託する場合はこの限りでない。
- (2) 小規模な水道事業者等で単独に検査施設を設置することが困難である等の事情があるものについては、複数の水道事業者等が共同して検査施設を設置する等の方法を講じてよい。
- (3) 水道事業者等が水質検査を委託する場合であっても水質管理への対応が不十分とならないよう、突発的な水質汚染事故発生時等における危機管理への適切な対応、浄水処理工程管理のための検査等のきめ細かな水質管理の徹底等が行われる体制を整備する必要がある。

## 第2 水質検査に関する事項

水道事業者等は、水道法施行規則（昭和32年12月14日厚生省令第45号。以下「規則」という。）第15条第6項（同規則第52条及び第54条において準用する場合を含む。）の規定により毎事業年度の開始前に「水質検査計画」を策定するとともに、当該計画に基づき水質検査を行うものとする。

### 1 浄水の水質検査

#### (1) 検査項目

水道事業者等は、次の項目について検査を行うものとする。

ア 毎日検査項目

イ 水質基準項目

ウ 必要に応じて水質管理目標設定項目（ただし、残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く。）

なお、農薬類については、水道事業者等がその地域の状況を勘案して適切に選定した農薬とする。

#### (2) 検査頻度

水道事業者等は、水質検査計画に定める項目及び頻度により水質検査を行うものとする。

ただし、水質検査頻度の設定に当たっては、下記事項に留意するものとする。

ア 「鉄及びその化合物」、「カルシウム、マグネシウム等（硬度）」については、

規則では概ね3箇月に1回以上の検査とされているが、本県では、水質基準の超過やこれらに起因する苦情事例が見られることから、概ね月に1回の検査とすること。

イ 水質基準項目のうち年間の変動パターンが明らかとなっているものについては、年間の最高値が測定される時期が含まれるよう検査を行うこと。

ウ 規則第15条第1項第4号の規定に基づき、検査を省略することができる項目についても、概ね3年に1回程度は水質検査を行い、水道水質の状況に変化がないことを確認すること。

### (3) 採水場所の選定

ア 検査に供する水の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、適切に判断することができる場所を選定するものとする。ただし、規則第15条第1項2号に規定する項目については、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあっては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができるものとする。

イ 給水栓の選定にあたっては、原則として配水系統ごとに1地点以上選定するものとする。ただし、一の配水系統において検査を行うことにより、他の配水系統において供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場合を除く。また、検査項目ごとに異なった給水栓を選定しないものとする。

ウ 採取場所の数については、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、水道の規模に応じ、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となるように設定するとともに、配水管の末端等水が停滞しやすい場所も選定することが必要であること。また、必要に応じて水源、浄水池及び配水池における水質も検査するものとする。

## 2 原水の水質検査

水道事業者等は、すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含み少なくとも1年に1回定期的に次の項目について検査を行うものとする。

(1) 水質基準項目（ただし、総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味を除く。）

(2) 必要に応じて、水質管理目標設定項目

なお、農薬類については、水道事業者等がその地域の状況を勘案して適切に選定した農薬とする。

## 3 臨時検査

水道事業者等は、次のような場合で水道により供給される水が水質基準に適合し

ないおそれがあるときは、必要な項目について臨時の水質検査を行うものとする。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

### 第3 水道水源の水質監視に関する事項

#### 1 水質管理目標設定項目等に係る検査

水質監視は、体系的、かつ、組織的に行うため、次のとおり実施するものとする。

##### (1) 監視地点

水質監視地点は、富山県内における水道水源の総合的な水質状況を的確に把握し、かつ、地域的な偏在が生じないように次の方針のもとで表-1、図-1のとおり設定する。

##### ア 表流水

水道事業者及び水道用水供給事業者が取水しているすべての水源

##### イ 地下水

水道事業者が取水している水源のうち、取水量の多い水源又は周辺環境等を勘案し水質監視が必要と認められる水源

##### (2) 実施主体

水道事業者及び水道用水供給事業者が実施する。

##### (3) 検査項目

水質監視は、原水（一部項目は当該監視地点に係る給水栓）を対象とし、必要に応じて次の項目の検査を行うものとする。

##### ア 水質管理目標設定項目

イ 表流水を水源とする場合は、原水の汚染の程度を表し浄水処理等の工程管理のために有用となる項目

##### ウ 要検討項目

##### (4) 検査頻度

表流水については年1回以上、地下水については2年に1回以上行うものとする。

#### 2 農薬に係る検査

水道事業者等は、水質管理目標設定項目として規定されている以外の農薬類であっても使用状況等により水質監視が必要と認められる農薬については、年に1

回以上検査を行うものとする。

### 3 クリプトスポリジウム指標菌等の検査

水道事業者等は、水道水源のクリプトスポリジウム及びジアルジア（以下、「クリプトスポリジウム等」という。）に汚染されるおそれの有無を判断する必要がある場合又はクリプトスポリジウム等による汚染のおそれがあると判断した浄水場の予防対策を実施する場合には、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（平成19年3月30日付け健水発第0330005号厚生労働省健康局水道課長通知）に基づき、クリプトスポリジウム指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）等の検査を行うものとする。

## 第4 その他の事項

### 1 連絡調整体制に関する事項

#### (1) 検査実施状況等の報告

県及び市は、この計画の円滑な実施を図るため、水道事業者等及び検査機関と水質検査に関する情報交換を行うとともに、必要に応じ水質検査計画の策定に対する助言や連絡会議等を開催するものとする。

#### (2) 水質異常時等緊急時の連絡対応等

県又は市は、水質汚染等の連絡を受けたときは、直ちに関係水道事業者等と連携し、原因の究明及び所要の対策を講ずるとともに、水道水源汚染等の緊急時における連絡調整体制の強化を図るため、公共用水域の保全を所管する部局及び河川管理部局との連携や必要に応じ、水系ごとに関係水道事業者等及び関係行政機関の間の相互連絡体制の整備を図るものとする。

県及び市は、飲料水健康危機発生時には「富山県飲料水健康危機管理実施要領」等に基づき対応する。

### 2 検査技術者の技術向上に関する事項

水道事業者等においては、毎日検査項目を含め水質検査を行う担当者の技術向上等を目的とした研修を定期的実施するものとする。

県は、必要に応じて水質検査に関する研修会を開催するとともに、要望に応じて技術的助言を行うものとする。

### 3 精度管理

水質検査の実施に当たっては、その精度管理と信頼性確保が重要であることから、水質基準項目の検査を行う水道事業者等においては、信頼性確保部門と水質検査部門に各責任者を配置した組織体制の整備や標準作業書の作成等を行うなどにより、正確な検査結果を得るための体制の構築に努めるものとする。

また、水道事業者等は国が実施する精度管理等に関する調査を定期的に受ける

など信頼性確保の取り組みを行う。

#### 4 適切な浄水管理の実施等水質検査及び水質監視の結果に基づき必要となる対応方針

水道事業者等は水質検査の結果が水質基準値を超えたときには速やかに県に連絡するものとし、必要に応じて取水停止等の措置をとり、適切な施設の設備管理や施設整備を行うこととする。

表－１ 水質監視地点及び実施主体

位置番号	水源名	水質監視地点名及びその所在地	水源種別	実施主体	頻度	水質監視実施項目
1	子撫川	小矢部市別所滝宇奥山39-5	表流水	県企業局	年1回以上	ア、イ、ウ
2	庄川水系和田川	砺波市増山字野金島	表流水	県企業局	年1回以上	ア、イ、ウ
3	庄川	砺波市庄川町金屋小川原921	表流水	砺波広域圏事務組合	年1回以上	ア、イ、ウ
4	常願寺川	富山市流杉3-2	表流水	富山市	年1回以上	ア、イ、ウ
5	下井田新第1水源	富山市八尾町黒田215-2	深井戸	富山市	2箇年で1回以上	ア、ウ
6	上滝第3水源	富山市上滝19-1	深井戸	富山市	2箇年で1回以上	ア、ウ
7	新村水源	富山市新村	深井戸	富山市	2箇年で1回以上	ア、ウ
8	東部第2(田屋)水源	富山市婦中町田屋237-1	深井戸	富山市	2箇年で1回以上	ア、ウ
9	若土第2水源	富山市山田若土宇奥2228	伏流水	富山市	2箇年で1回以上	ア、ウ
10	猪谷水源	富山市猪谷西ノ平1-4	湧水	富山市	2箇年で1回以上	ア、ウ
11	佐野水源	高岡市西藤平蔵281・282	浅井戸	高岡市	2箇年で1回以上	ア、ウ
12	福岡水源	高岡市福岡町荒屋敷303・304	深井戸	高岡市	2箇年で1回以上	ア、ウ
13	南部水源	高岡市福岡町大滝1386	深井戸	高岡市	2箇年で1回以上	ア、ウ
14	沢川水源	高岡市福岡町沢川上山98-2・98-3	伏流水	高岡市	2箇年で1回以上	ア、ウ
15	道坂第5水源	魚津市道坂319-2	深井戸	魚津市	2箇年で1回以上	ア、ウ
16	坪池水源	氷見市坪池字前田524-1	表流水	氷見市	年1回以上	ア、イ、ウ
17	赤毛水源	氷見市赤毛字松谷2836	表流水	氷見市	年1回以上	ア、イ、ウ
18	大浦第1水源	滑川市大浦地先	伏流水	滑川市	2箇年で1回以上	ア、ウ
19	中坪水源	黒部市若栗305	深井戸	黒部市	2箇年で1回以上	ア、ウ
20	音沢東山水源	黒部市宇奈月町音沢字小棚川330-4	伏流水	黒部市	2箇年で1回以上	ア、ウ
21	上中野第2水源	砺波市上中野16	伏流水	砺波市	2箇年で1回以上	ア、ウ
22	青島水源	砺波市庄川町金屋字川原	浅井戸	砺波市	2箇年で1回以上	ア、ウ
23	金屋本江第2水源	小矢部市金屋本江中川原	深井戸	小矢部市	2箇年で1回以上	ア、ウ
24	槍ヶ先水源	南砺市天神字水吐	湧水	南砺市	2箇年で1回以上	ア、ウ
25	五箇山トンネル水源	南砺市梨谷70	湧水	南砺市	2箇年で1回以上	ア、ウ
26	新打越水源	南砺市西赤尾町字水行谷12-12	湧水	南砺市	2箇年で1回以上	ア、ウ
27	中村水源	南砺市利賀村上百瀬東山50-1	伏流水	南砺市	2箇年で1回以上	ア、ウ
28	糸谷水源	南砺市才川七字白米35-1	湧水	南砺市	2箇年で1回以上	ア、ウ
29	広上2号井	射水市広上1836	深井戸	射水市	2箇年で1回以上	ア、ウ
30	布目6号井	射水市布目9	深井戸	射水市	2箇年で1回以上	ア、ウ
31	舟橋水源	舟橋村東芦原28	深井戸	舟橋村	2箇年で1回以上	ア、ウ
32	第1水源	上市町堤谷小池1	浅井戸	上市町	2箇年で1回以上	ア、ウ
33	管理センター	立山町岩嶺寺取水口104-6	表流水	立山町	年1回以上	ア、イ、ウ
34	第4水源	立山町泊新15	浅井戸	立山町	2箇年で1回以上	ア、ウ
35	舟見水源	入善町舟見1379	深井戸	入善町	2箇年で1回以上	ア、ウ
36	泊水源	朝日町泊平柳224(幸町)	深井戸	朝日町	2箇年で1回以上	ア、ウ

注) ア：水質管理目標設定項目、イ：原水の汚染の程度を表し浄水処理等の工程管理のために有用となる項目、ウ：要検討項目

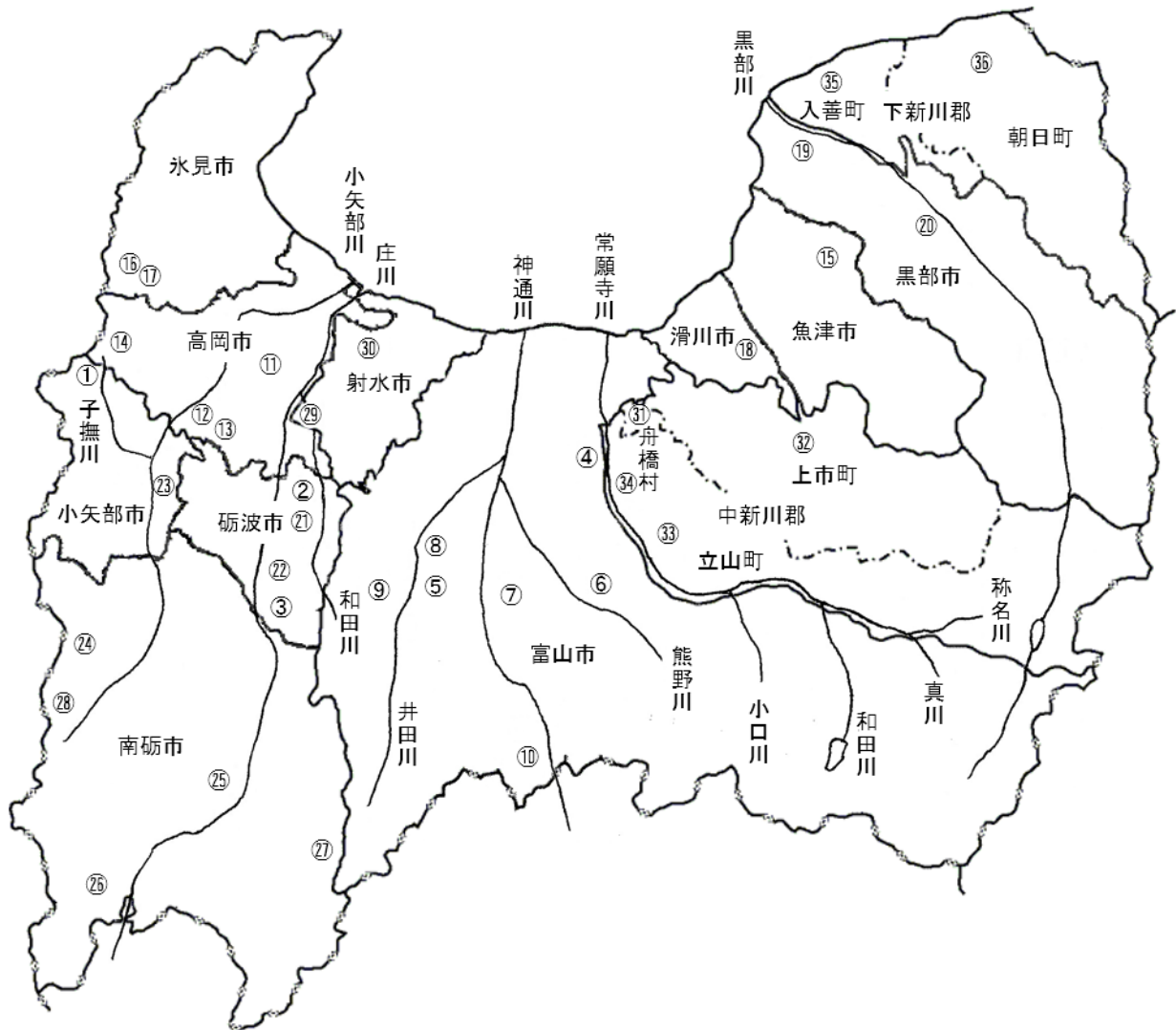


図-1 水質監視地点の概略図

表－２ 水質検査項目一覧

検査目的の別 項目名		水道事業者等が行う定期の水質検査				水源監視として行う水質検査			
		(原則として配水系統ごとに1地点以上)				(本計画に規定する水源監視地点)			
		浄水		原水		浄水		原水	
		表流水	地下水	表流水	地下水	表流水	地下水	表流水	地下水
毎日検査項目		◎	◎						
水質基準項目	概ね1箇月に1回以上行う項目								
	概ね3箇月に1回以上行う項目								
	概ね1年に1回以上行う項目	◎	◎						
	概ね3年に1回以上行う項目								
消毒副生成物を除く水質基準項目				○	○				
水質管理目標設定項目		○	○			△(消毒副生成物)	△(消毒副生成物)		
消毒副生成物を除く水質管理目標設定項目				○	○			△	△
浄水処理等工程管理項目								△	
要検討項目								△	△
検査頻度		水道事業者等が定める水質検査計画で規定				富山県水道水質管理計画で規定			
		毎日～3年に1回		年に1回以上		年1回以上	2年に1回以上	年1回以上	2年に1回以上

注1) ◎印：水道法による義務づけ項目

注2) ○印：水道事業者等が定める水質検査計画で規定

注3) △印：富山県水道水質管理計画に規定する項目（検査項目は必要なものを選択）